

東京都所管社会福祉法人本部に送付しています。

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.96 平成23年9月5日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記あてメール

k_soudan@tcsw.tvac.or.jp をご利用ください。

社会福祉法人への寄附者(個人)への説明内容について

(全5枚)

—領収書も作り直しました—

このたびの税制改正(所得税税額控除の創設)により、都内社会福祉法人においては、都内居住者(個人)からの寄附金優遇税制における適用が以下の4タイプ(当相談室の任意の呼称)になりました。本件に係るご照会が多いことから、各社会福祉法人においては、いずれのタイプであるかをご確認の上、参考にしてください。なお、住民税の税額控除該当要件については、相談室だよりNo.79を参照してください(No.79の2頁以下の領収書等は今回の改正を反映していないため削除済)。本相談室だよりNo.96は税理士宮内眞木子氏の監修を得て発行しています。

居住地	区分	所得税(法律)		住民税(条例)	
		所得控除	税額控除	都民税額控除	区市町村税額控除
都内	タイプ1	該当	該当	該当	該当
	タイプ2	該当	非該当	該当	該当
	タイプ3	該当	該当	該当	非該当
	タイプ4	該当	非該当	該当	非該当

上記タイプ別に該当する下記記述を選択し、他のタイプに係る記述を削除した上で寄附者(個人)に①本説明資料②領収書③控除額計算資料④(タイプ1とタイプ3は)税額控除に係る東京都の証明書をお渡しすることを検討してください。タイプ1とタイプ3該当の法人においては、税額控除に係る証明書を23年1月1日以降の寄附者に追送する必要があります。タイプ別の領収書と控除額計算資料は東社協⇒[経営相談](#)に掲載していますので、アクセスの上、ダウンロードしてご利用ください。

なお、東京都外居住者からの寄附もあることからタイプ5、6を後掲していますので必要のある法人は参考にしてください。

<タイプ1>所得税税額控除該当で、区市町村条例による住民税税額控除該当法人

社会福祉法人東京会に寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に都内居住の個人の寄附優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制(減税)は所得税と住民税の2つがあり、うち、所得税については、所得控除又は税額控除のどちらを選択するかは寄附者の任意となっており、確定申告の際に、還付金額の多寡により有利な方を選択することができます。なお、所得税税額控除の際に必要な都知事名の証明書(コピー)は寄附者(個人)全員にお渡ししていますが、所得税所得控除の際には不要ですので、適宜破棄してください。

(1) 個人が寄附した場合の所得税における優遇措置

(その1)個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は特定寄附金となります(所得税法第78条第2項第3号、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定説明資料を参照してください。

(その2)個人が寄附した場合の所得税における税額控除

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。個人が支出した特定寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、別紙の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。(租税特別措置法第41条の18の3該当)。社会福祉法人東京会は税額控除該当の社会福祉法人ですので、別紙「税額控除に係る証明書」(都知事名)と寄附金領収書を確定申告時に添付してください。

(2)個人が寄附した場合の住民税における税額控除(東京都の場合)

住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金は、住所地の都道府県共同募金会及び日赤支部に対する寄附金等に限られていましたが、20年度の税制改正により、住所地の都道府県・区市町村が所得税の寄附金控除対象の中から住民の福祉に寄与する寄附金として条例で指定した寄附金も対象となりました。

東京都では、21年度から都内に主たる事務所を有する全ての社会福祉法人(所得税法第78条第2項第3号該当)への寄附金を個人都民税(4%)の寄附金税額控除の対象として指定しました(東京都以外の道府県においては個別に照会してください)。

他方、区市町村民税の寄附金税額控除(6%)の対象となる社会福祉法人は、各区市町村の条例により定められる仕組みとなっており、社会福祉法人東京会は〇〇区(市町村)条例により指定されています。住所地が〇〇区(市町村)内の方は、〇〇区(市町村)民税の寄附金税額控除の対象になります。

なお、寄附した時の住所地(A)と翌年の1月1日の住所地(B)が異なる場合の適用関係は以下の通りなので注意が必要です。

- ①区市町村民税の寄附金税額控除(6%)の適用はBが対象と指定している区市町村であること。
- ②都民税の寄附金税額控除(4%)の適用はBが都内であれば適用されます。

所得税の確定申告を行う方は、別途住民税の申告は不要かどうか確認してください。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の区市町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

<タイプ2>所得税税額控除非該当で、区市町村条例による住民税税額控除該当法人

社会福祉法人東京会に寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に都内居住の個人の寄附優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制は以下のとおりとなっております。

(1)個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は、特定寄附金となります(所得税法第78条第2項第3号、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定説明資料を参照してください。

(2)個人が寄附した場合の住民税における税額控除(東京都の場合)

住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金は、住所地の都道府県共同募金会及び日赤支部に対する寄附金等に限定されていましたが、20年度の税制改正により、住所地の都道府県・区市町村が所得税の寄附金控除対象の中から住民の福祉に寄与する寄附金として条例で指定した寄附金も対象となりました。

東京都では、21年度から都内に主たる事務所を有する全ての社会福祉法人(所得税法第78条第2項第3号該当)への寄附金を個人都民税(4%)の寄附金税額控除の対象として指定しました(東京都以外の道府県においては個別に照会してください)。

他方、区市町村民税の寄附金税額控除(6%)の対象となる社会福祉法人は、各区市町村の条例により定められる仕組みとなっており、社会福祉法人東京会は〇〇区(市町村)条例により指定されています。住所地が〇〇区(市町村)内の方は、〇〇区(市町村民)税の寄附金税額控除の対象になります。

なお、寄附した時の住所地(A)と翌年の1月1日の住所地(B)が異なる場合の適用関係は以下の通りなので注意が必要です。

- ①区市町村民税の寄附金税額控除(6%)の適用はBが対象と指定している区市町村であること。
- ②都民税の寄附金税額控除(4%)の適用はBが都内であれば適用されます。

所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要かどうか確認してください。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の区市町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

<タイプ3>所得税税額控除該当で、区市町村条例による住民税税額控除非該当法人

社会福祉法人東京会に寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に都内居住の個人の寄附金優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制(減税)は所得税と住民税の2つがあり、うち、所得税については、所得控除又は税額控除のどちらを選択するかは寄附者の任意となっており、確定申告の際に、還付金額の多寡により有利な方を選択することができます。なお、所得税税額控除の際に必要な都知事名の証明書(コピー)は寄附者(個人)全員にお渡ししていますが、所得税所得控除を選択される方は不要ですので、適宜破棄してください。

(1)個人が寄附した場合の所得税における優遇措置

(その1)個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は、特定寄附金となります(所得税法第78条第2項、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定による。

(その2)個人が寄附した場合の所得税における税額控除

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。個人が支出した特定寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、別紙の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。(租税特別措置法第41条の18の3該当)。

社会福祉法人東京会は所得税税額控除該当の社会福祉法人ですので、別紙「税額控除に係る証明書」(都知事名)と寄附金領収書を確定申告時に添付してください。

(2)個人が寄附した場合の住民税における税額控除(東京都の場合)

住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金は、住所地の都道府県共同募金会及び日赤支

部に対する寄附金等に限られていましたが、20年度の税制改正により、住所地の都道府県・区市町村が所得税の寄附金控除対象の中から住民の福祉に寄与する寄附金として条例で指定した寄附金も対象となりました。

東京都では、21年度から都内に主たる事務所を有する全ての社会福祉法人(所得税法第78条第2項第3号該当)への寄附金を個人都民税(4%)の寄附金税額控除の対象として指定しました。

なお、寄附した時の住所地(A)と翌年の1月1日の住所地(B)が異なる場合は都民税の寄附金税額控除(4%)の適用はBが都内であれば適用されます。

所得税の確定申告を行う方は、別途住民税の申告は不要かどうか確認してください。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

<タイプ4> 所得税税額控除非該当で、区市町村条例による住民税税額控除非該当法人

社会福祉法人東京会にご寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に都内居住の個人の寄附金優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制は以下のとおりとなっております。

(1) 個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を、各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は特定寄附金となります(所得税法第78条第2項、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定によります。

(2) 個人が寄附した場合の住民税における税額控除(東京都の場合)

住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金は、住所地の都道府県共同募金会及び日赤支部に対する寄附金等に限られていましたが、20年度の税制改正により、住所地の都道府県・区市町村が所得税の寄附金控除対象の中から住民の福祉に寄与する寄附金として条例で指定した寄附金も対象となりました。東京都では、21年度から都内に主たる事務所を有する全ての社会福祉法人(所得税法第78条第2項第3号該当)への寄附金を個人都民税(4%)の寄附金税額控除の対象として指定しました。

なお、寄附した時の住所地(A)と翌年の1月1日の住所地(B)が異なる場合は、都民税の寄附金税額控除(4%)の適用はBが都内であれば適用されます。

所得税の確定申告を行う方は、別途住民税の申告は不要かどうか確認してください。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の区市町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

<タイプ5> 所得税税額控除該当で、寄附者の住所地が東京都外の場合

社会福祉法人東京会に寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に東京都外居住の個人の寄附優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制(減税)は所得税と住民税の2つがあり、うち、所得税については、所得控除又は税額控除のどちらを選択するかは寄附者の任意となっており、確定申告の際に、還付金額の多寡により有利な方を選択することができます。なお、所得税税額控除の際に必要な都知事名の証明書(コピー)は寄附者(個人)全員にお渡ししていますが、所得税所得控除の際には不要ですので、適宜破棄してください。

住民税額控除については、住所地と異なる都道府県への寄附はその対象外となることが殆どですが、詳しくは住所地の区市町村にご照会ください。

(1) 個人が寄附した場合の所得税における優遇措置

(その1)個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は特定寄附金となります(所得税法第78条第2項第3号、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定説明資料を参照してください。

(その2)個人が寄附した場合の所得税における税額控除

新たな税額控除制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。個人が支出した特定寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、別紙の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。(租税特別措置法第41条の18の3該当)。社会福祉法人東京会は税額控除該当の社会福祉法人ですので、別紙「税額控除に係る証明書」(都知事名)と寄附金領収書を確定申告時に添付してください。

<タイプ6>所得税税額控除非該当で、寄附者の住所地が東京都外の場合

社会福祉法人東京会に寄附をいただきまして御礼申し上げます。

さて、以下に東京都外居住の個人の寄附優遇税制の概要について、情報提供させていただきますので、よろしくご査収ください。

個人の社会福祉法人東京会への寄附に係る優遇税制(減税)は所得税と住民税の2つがあり、所得税については下記のとおりです。住民税額控除については、住所地と異なる都道府県への寄附はその対象外となることが殆どですが、詳しくは住所地の区市町村にご照会ください。

○個人が寄附した場合の所得税における所得控除

居住者が各年において特定寄附金を支出した場合に一定の限度額までの金額を各年の総所得金額等から控除することができます(所得税法第78条第1項該当)。社会福祉法人東京会に対する当該法人の主たる目的に資するための寄附金は特定寄附金となります(所得税法第78条第2項第3号、同施行令第217条、同施行規則第40条の8)。

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高額所得者の方が減税効果が大きくなります。寄附金に係る所得控除の限度額は別紙の算定説明資料を参照してください。

(相談室注記)①社会福祉法人東京会はダミーです。貴法人名に必ず置き換えてください。②所得税税額控除該当法人の場合、寄附者個々に税額控除の採否を寄附金受領時に照会するのを回避する観点から寄附者全員に当該証明書をお渡しする方式を提示しています。回避する理由は、所得の多寡を間接的に問うことにつながるからです。事後の請求に対応する方式等とするかは所定事項として決めてください。